

原規規発第 1912133 号  
令和元年 12 月 13 日

関西電力株式会社  
取締役社長 岩根 茂樹 殿

## 原子力規制委員会

高浜発電所第 4 号機の工事の計画の届出に係る工事開始制限期間の  
延長について（通知）

2019 年 11 月 15 日付け関原発第 357 号をもって届出があり、令和元年 11 月 15 日付け原規規収第 19111515 号をもって受理した高浜発電所第 4 号機の工事の計画については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第 43 条の 3 の 10 第 5 項の規定に基づき、次のとおり同条第 2 項に規定する工事を開始してはならない期間を延長します。

### 1. 延長後の期間

届出を受理した日から 90 日までの間（当該期間内に原子力規制委員会が通知したときは、その日までの間）。ただし、蒸気発生器伝熱管の減肉の原因の特定に時間がかかる場合は原子力規制委員会が別に通知する日までの間。

### 2. 延長の理由

届出のあった工事の計画（蒸気発生器の修理）については、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成 25 年原子力規制委員会規則第 6 号）第 14 条第 2 項及び第 54 条第 1 項の規定に適合するかどうかについて審査するため、当該原因を踏まえた対策の妥当性等を確認する必要があるが、現時点で当該原因の特定が十分ではなく、当該工事の計画の審査に時間を要するため。